

2長第 1055 号
令和 3 年 3 月 26 日

老人福祉施設設置者
介護保険サービス事業者 } 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公印省略)

令和 3 年度介護報酬改定に係る基準条例等の改正について

このことについて、下記の条例及び規則の全部改正を行い、本日別添のとおり公布されましたので、御了知願います。

記

1 条例の全部改正（令和 3 年 3 月 26 日愛媛県報第 192 号外 1）

条例名	改正前の条例番号	改正後の条例番号
愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 59 号	令和 3 年愛媛県条例第 23 号
愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 60 号	令和 3 年愛媛県条例第 24 号
愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 61 号	令和 3 年愛媛県条例第 25 号
愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 62 号	令和 3 年愛媛県条例第 26 号
愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 63 号	令和 3 年愛媛県条例第 27 号
愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 64 号	令和 3 年愛媛県条例第 28 号
愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 65 号	令和 3 年愛媛県条例第 29 号
愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年愛媛県条例第 66 号	令和 3 年愛媛県条例第 30 号
愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成 30 年愛媛県条例第 17 号	令和 3 年愛媛県条例第 31 号

2 規則の全部改正（令和3年3月26日愛媛県報第192号外2）

規則名	改正前の規則番号	改正後の規則番号
愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第8号	令和3年愛媛県規則第23号
愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第9号	令和3年愛媛県規則第24号
愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第10号	令和3年愛媛県規則第25号
愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第11号	令和3年愛媛県規則第26号
愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第12号	令和3年愛媛県規則第27号
愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第13号	令和3年愛媛県規則第28号
愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第14号	令和3年愛媛県規則第29号
愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	平成24年愛媛県規則第15号	令和3年愛媛県規則第30号
愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則	平成30年愛媛県規則第17号	令和3年愛媛県規則第31号

3 施行日

令和3年4月1日

4 その他

規定の簡素化を図り、県民に平易なものとするため、従来の転記方式（基準省令の規定を転記する形）から引用方式（基準省令の名称を引用する形）に移行し、県の独自基準のみ条例で規定するよう改めるため、全部改正とした。

【担当】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課 介護事業者係

TEL：089-912-2432（係直通）

E-Mail：choujukaigo@pref.ehime.lg.jp



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月26日金曜日 第192号外1

◇ 目 次 ◇

- 愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例…………… (人事課) …… 1
- 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (") …… 2
- 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財政課) …… 2
- 愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例…………… (") …… 6
- 愛媛県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例…………… (") ……78
- 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (行革分権課) ……79
- 愛媛県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例…………… (地域スポーツ課オリパラ・マスターズ推進室) ……81
- 愛媛県歴史文化博物館事業推進基金条例…………… (まなび推進課) ……81
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… (男女参画・県民協働課) ……81
- 人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例…………… (保健福祉課) ……83
- 食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例…………… (業務衛生課) ……83
- 愛媛県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… (子育て支援課) ……93
- 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (障がい福祉課) ……93
- 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…………… (") ……97
- 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…………… (") ……98
- 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…………… (") ……98
- 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…………… (") ……99
- 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 100
- 愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 101
- 愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 101
- 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 102
- 愛媛県高齢者施策推進基金条例…………… (長寿介護課) …… 103
- 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 103
- 愛媛県介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 104
- 愛媛県特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 104
- 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…………… (") …… 105
- 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例…………… (") …… 106
- 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…………… (") …… 107
- 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 108
- 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 109
- 愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例…………… (") …… 109
- 愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… (道路建設課) …… 110
- 愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市整備課) …… 111
- 愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) …… 111
- 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例…………… (義務教育課) …… 112
- 教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例…………… (") …… 113
- 愛媛県特殊詐欺等撲滅条例…………… (警察本部捜査第二課) …… 118
- 愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例…………… (財政課) …… 120
- 愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (") …… 122

条 例

○愛媛県条例第1号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

のとする。

- 5 障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該障害者支援施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県高齢者施策推進基金条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県高齢者施策推進基金条例

(設置)

第1条 高齢者を支援するための施策を推進するため、高齢者施策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第59号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）（同省令第8条（同省令附則第10条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第3条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 軽費老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該軽費老人ホームにおいて当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- (規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第60号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）（同省令第8条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該養護老人ホームにおいて当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- (規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)(同省令第8条(同省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。))を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下」と、同省令第56条第6項及び第8項中「常勤換算方法で1以上とする」とあるのは「この限りでない」とするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該特別養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておくなければならない。

2 特別養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 特別養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該特別養護老人ホームにおいて当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所介護 指定居宅サービスに該当する通所介護をいう。
- (2) 共生型通所介護 通所介護に係る共生型居宅サービス(法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 基準該当通所介護 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービスをいう。
- (4) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーションをいう。
- (5) 指定短期入所生活介護 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護をいう。
- (6) 共生型短期入所生活介護 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスをいう。
- (7) 基準該当短期入所生活介護 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。
- (8) 指定短期入所療養介護 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護をいう。
- (9) 指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護をいう。

(指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る法第41条第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（同省令第103条（同省令第105条の3、第109条、第119条、第140条（同省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第39条第2項（同省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（同省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（同省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の2第2項（同省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（同省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（同省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同省令第181条第2項（同省令第192条の12において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、当該利用者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定通所介護、共生型通所介護、基準該当通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーションをいう。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護をいう。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）をいう。
- (4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。

- (5) 指定介護予防短期入所療養介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護をいう。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。
(指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防在宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る法第53条第1項本文の指定の申請の場合は、この限りでない。

(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)(同省令第120条の4(同省令第142条(同省令第159条において準用する場合を含む。))、第166条、第185条、第195条(同省令第210条において準用する場合を含む。))、第245条及び第262条において準用する場合を含む。)を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第54条第2項(同省令第61条において準用する場合を含む。))、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項(同省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。))、第194条第2項(同省令第210条において準用する場合を含む。))、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項(同省令第280条において準用する場合を含む。))及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同省令第237条第2項(同省令第262条において準用する場合を含む。))中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、当該利用者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、共生型介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「事業者」という。)は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 事業者は、非常災害が発生した場合に従業員及び利用者が当該事業所において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第64号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、介護保険法で使用する用語の例による。

(入所定員)

第3条 介護保険法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び

運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（同省令第26条（同省令第49条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第3条第1項第1号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下」と、同省令第8条第2項（同省令第49条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、当該入所者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第37条第2項（同省令第49条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定介護老人福祉施設は、地震、風水害、当該指定介護老人福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該指定介護老人福祉施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、介護保険法で使用する用語の例による。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）（同省令第28条（同省令第50条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第9条第2項（同省令第50条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、当該入所者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第38条第2項（同省令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 介護老人保健施設は、地震、風水害、当該介護老人保健施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 介護老人保健施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護老人保健施設において当面の避難生活をする事ができ

るよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第66号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、旧法で使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）（同省令第27条（同省令第50条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第10条第2項（同省令第50条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該患者から申出があったときは、当該患者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第36条第2項（同省令第50条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第4条 指定介護療養型医療施設は、地震、風水害、当該指定介護療養型医療施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入院患者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入院患者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入院患者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入院患者が当該指定介護療養型医療施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用使用する用語は、介護保険法で使用使用する用語の例による。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）（同省令第32条（同省令第54条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第13条第2項（同省令第54条において準用する場合を含む。）中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、当該入所者に対し、記録したサービスの内容等を文書により提供しなければならない」と、同省令第42条第2項（同省令第54条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」とするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

（非常災害対策）

第4条 介護医療院は、地震、風水害、当該介護医療院の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護医療院の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 介護医療院は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 介護医療院は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護医療院において当面の避難生活をする事ができるように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 県道の構造の技術的基準（第4条一第<u>45</u>条）</p> <p>第3章 道路標識の寸法（<u>第46</u>条）</p> <p>第4章 雑則（<u>第47</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に掲げるものを設けるものとする。</p> <p>第44条 省略</p> <p>（<u>歩行者利便増進道路</u>）</p> <p>第45条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しく</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 県道の構造の技術的基準（第4条一第<u>44</u>条）</p> <p>第3章 道路標識の寸法（<u>第45</u>条）</p> <p>第4章 雑則（<u>第46</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等 _____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に掲げるものを設けるものとする。</p> <p>第44条 省略</p>



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月26日金曜日 第192号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則……………（財政課） …… 1
- 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子育て支援課） ……14
- 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（障がい福祉課） ……15
- 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（ " ） ……16
- 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（ " ） ……16
- 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（ " ） ……17
- 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（ " ） ……18
- 愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則等を廃止する規則……………（ " ） ……18
- 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（ " ） ……18
- 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（長寿介護課） ……19
- 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（ " ） ……19
- 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（ " ） ……20
- 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（ " ） ……21
- 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則……………（ " ） ……23
- 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（ " ） ……25
- 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則……………（ " ） ……26
- 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（ " ） ……27
- 愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則……………（ " ） ……28

公安委員会規則

- 愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則……………（警察本部捜査第二課） ……29

規 則

○愛媛県規則第14号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則

（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部改正）

第1条 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（規則で定める手数料の金額）	（規則で定める手数料の金額）
<p>第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）別表2の表63の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 豚及び生体重190キログラム未満の牛 1頭につき220円</p> <p>(3) 山羊、めん羊及び生後1箇月未満の乳用子牛 1頭につき140円</p> <p>(4) 生後1箇月未満の山羊及びめん羊 1頭につき130円</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p>	<p>第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）別表2の表63の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 豚及び生体重190キログラム未満の牛 1頭につき200円</p> <p>(3) 山羊、めん羊及び生後1箇月未満の乳用子牛 1頭につき60円</p> <p>(4) 生後1箇月未満の山羊及びめん羊 1頭につき20円</p> <p>2 条例別表4の表27の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p>

第2条 条例第3条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）に定める基準を同条の基準とする場合においては、同省令第34条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第7条を除く。）の規定及び愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号）第4条」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第23号

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第2条の規定により軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第22条第2項	第7条から第9条まで	第7条、第9条
	規定を遵守させる	規定並びに愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第23号。以下「基準条例」という。）第3条の規定を遵守させる
附則第2条第1号	附則第3条から附則第10条まで	次条から附則第9条まで及び基準条例第2条の規定により読み替えられた附則第10条の規定並びに基準条例第3条
附則第10条	第22条及び	基準条例第2条の規定により読み替えられた第22条及び
	第22条第2項中「第7条から第9条まで」	基準条例第2条の規定により読み替えられた第22条第2項中「第7条、第9条」
	並びに附則第10条において準用する第7条から第9条まで	の規定並びに附則第10条において準用する第7条、第9条

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）に定める基準を同条の基準とする場合においては、同省令第21条第2項中「第7条から第9条まで」とあるのは「第7条、第9条」と、「規定を遵守させる」とあるのは「規定並びに愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第24号）第4条の規定を遵守させる」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項第2号イ	第8条第1項に規定する計画	愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する施設防災計画
第11条第1項第2号ロ	第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
第23条第2項	第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の2まで	第7条、第9条及び第12条の2から第31条の2までの規定並びに基準条例第4条
第35条第1項第2号イ	第42条において準用する第8条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第35条第1項第2号ロ	第42条において準用する第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
第42条及び第63条	第20条から第23条まで	第20条から第22条の2まで、基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条
	第23条第2項中「第7条から第9条まで	基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条第2項中「第7条、第9条
	並びに	の規定並びに
	準用する第8条、第9条	準用する第9条
第55条第1項第2号イ	第59条において準用する第8条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第55条第1項第2号ロ	第59条において準用する第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
第59条	第17条から第29条まで	第17条から第22条の2まで、基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条、第24条から第29条まで
	第23条第2項中「第7条から第9条まで	基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条第2項中「第7条、第9条
	並びに第59条において準用する第7条から第9条まで	の規定並びに第59条において準用する第7条、第9条
第61条第1項第2号イ	第63条において準用する第8条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第61条第1項第2号ロ	第63条において準用する第8条第2項	基準条例第4条第2項
	計画	施設防災計画
附則第3条第1項	第11条第4項第1号及び第55条第4項第1号	基準条例第3条の規定により読み替えられた第11条第4項第1号及び第55条第4項第1号

第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「4人」とあるのは「原則として4人	基準条例第3条の規定により読み替えられた第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人」とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること
--	--

2 条例第3条の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第2条第2項	第3章	第3章（愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号。以下「基準条例」という。）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）及び基準条例第4条
附則第3条第2項	第3章	第3章並びに基準条例第4条

3 条例第3条の規定により地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号。以下「整備省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における整備省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える整備省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第2条第2項	新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ	愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第25号）第3条の規定により読み替えられた新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ
	新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人	これらの規定中「1人」とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる
	4人以下	4人以下とすること

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第26号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第28条第2項	この章	この章（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により

		読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。)
第39条の3	前節	前節（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。)
第43条	第6項を除く	第6項を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする
第52条第2項	この節	この節（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。)
第58条	第54条を除く	第54条を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする
第74条、第83条、第91条、第205条、第206条及び第216条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
第105条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	と読み替えるものとする	と、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「この節（）」とあるのは「この節（第103条を除き、）」と、「読替え後のものとする。）」とあるのは「読替え後のものとする。）」の規定及び基準条例第5条」と読み替えるものとする
第105条の3	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第95条第4項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読替え後のものとする。）」とあるのは「読替え後のものとする。）」の規定及び基準条例第5条」と、第95条第4項
第109条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第96条第2項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読替え後のものとする。）」とあるのは「読替え後のものとする。）」の規定及び基準条例第5条」と、第96条第2項
第116条第2項	この節	この節（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）」の規定及び基準条例第5条
第124条第1項第2号イ	第140条において準用する第103条第1項に規定する計画	基準条例第5条第1項に規定する事業所防災計画（以下「事業所防災計画」という。)
第124条第1項第2号ロ	第140条において準用する第103条第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画
第140条、第140条の15、第140条の32及び第155条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第101条第3項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読替え後のものとする。）」とあるのは「読替え後のものとする。）」の規定及び基準条例第5条」と、第101条第3項
第140条の4第1項第2号イ	第140条の13において準用する第140条において準用する第103条第1項に規定する計画	事業所防災計画
第140条の4第1項第2号ロ	第140条の13において準用する第140条において準用する第103条第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画

第140条の13	及び第139条から第140条（第101条の準用に係る部分を除く。）まで	、第139条、第139条の2及び基準条例第4条の規定により読み替えられた第140条（第101条の準用に係る部分を除く。）
第155条の12	第155条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第155条
第191条の3第2項第2号	第181条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第181条第2項
第192条及び第192条の12	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第104条第2項第1号	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「読替え後のものとする。）」とあるのは「読替え後のものとする。」の規定及び基準条例第5条」と、第104条第2項第1号
第192条の11第2項第7号	第181条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第181条第2項
第217条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

2 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号。以下「平成15年改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における平成15年改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える平成15年改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条	第9章第5節（第140条の4第6項第1号口(2)を除く。）	第9章第5節（第140条の4第6項第1号口(2)及び第140条の13（新基準第140条の規定により新基準第103条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）及び基準条例第5条
附則第4条第2項	第5節	第5節（第140条の13（新基準第140条の規定により新基準第103条を準用する部分に限る。）を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに基準条例第5条

3 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「平成17年改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における平成17年改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える平成17年改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第2条第2項	第5節	第5節（第155条の12（指定居宅サービス等新基準第155条の規定により指定居宅サービス等新基準第103条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに同条例第5条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第52条第2項	この節	この節（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第27号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）
第61条	第55条を除く	第55条を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする
第74条、第84条、第93条、第276条、第280条及び第289条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
第119条第2項	この節及び次節	この節（第120条の4を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）及び次節の規定並びに基準条例第5条
第132条第1項第2号イ	第142条において準用する第120条の4第1項に規定する計画	基準条例第5条第1項に規定する事業所防災計画（以下「事業所防災計画」という。）
第132条第1項第2号ロ	第142条において準用する第120条の4第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画
第142条、第166条、第185条及び第195条	第52条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第53条の2の2第2項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、第53条の2の2第2項
第153条第1項第2号イ	第159条において準用する第142条において準用する第120条の4第1項に規定する計画	事業所防災計画
第153条第1項第2号ロ	第159条において準用する第142条において準用する第120条の4第1項	基準条例第5条第2項
	同項に規定する計画	事業所防災計画
第159条	第140条から第142条（第120条の2の準用に係る部分は除く。）まで	第140条、第141条、基準条例第4条の規定により読み替えられた第142条（第120条の2の準用に係る部分を除く。）
第210条	第195条	基準条例第4条の規定により読み替えられた第195条
第244条第2項第2号	第237条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第237条第2項
第245条	第50条の2から第52条まで	第50条の2から第51条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条

	、同項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、第53条の4第1項
第261条第2項第7号	次条において準用する第237条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第237条第2項
第262条	第50条の2から第52条まで	第50条の2から第51条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条
	、第53条の4第1項	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、第53条の4第1項
第280条	第276条を除く	第276条を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられる
第293条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第22条第2項	この章	この章（第26条を除き、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第5条
第37条第2項第2号	第8条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第8条第2項
第49条	第17条から第22条の2まで、第24条の2及び第26条から第37条まで	第17条から第21条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第22条、第22条の2、第24条の2、第26条から第36条まで及び基準条例第4条の規定により読み替えられた第37条
	第22条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第37条第2項第2号中「第8条第2項」とあるのは「第49条において準用する第8条第2項	基準条例第4条の規定により読み替えられた第22条第2項中「この章（第26条）とあるのは「第5章第3節（第49条（第26条を準用する部分に限る。））」と、基準条例第4条の規定により読み替えられた第37条第2項第2号中「基準条例第4条」とあるのは「第49条において準用する基準条例第4条
第50条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

附則第4条第1項	第3条第1項第1号	基準条例第4条の規定により読み替えられた第3条第1項第1号
	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること

2 条例第4条の規定により指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条第2項	第5章	第5章（第49条（新基準第26条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号。以下「基準条例」という。）第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）及び基準条例第5条
附則第4条第2項	第5章	第5章並びに基準条例第5条

3 条例第4条の規定により地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号。以下「整備省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における整備省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える整備省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条第2項	新介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ	愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第28号）第4条の規定により読み替えられた新介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ
	1人	1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる
	4人以下	4人以下とすること

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第1号口(1)	第28条第1項に規定する計画	愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第29号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する施設防災計画
第4条第1項第1号口(2)	第28条第1項	基準条例第4条第2項
	同項に規定する計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第24条第2項	この章	この章（第28条を除き、基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第4条
第38条第2項第3号	第9条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第9条第2項
第41条第4項第1号口(1)	第50条において準用する第28条第1項に規定する計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第41条第4項第1号口(2)	第50条において準用する第28条第1項	基準条例第4条第2項
	同項に規定する計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第50条	第22条から第24条の2まで、第26条の2及び第28条から第38条まで	第22条、第23条、基準条例第3条の規定により読み替えられた第24条、第24条の2、第26条の2、第28条から第37条まで及び基準条例第3条の規定により読み替えられた第38条
	第24条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節	基準条例第3条の規定により読み替えられた第24条第2項中「この章（第28条）」とあるのは「第5章第3節（第50条（第28条を準用する部分に限る。））」
	第38条第2項第3号中「第9条第2項」とあるのは「第50条において準用する第9条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた同項第3号中「基準条例第3条」とあるのは「第50条において準用する基準条例第3条
第51条第1項	この省令	この省令（基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

2 条例第3条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第5条第1項	第5章（第41条第2項第1号イ(3)及び同号口(2)を除く。次項において同じ。）	第5章（第41条第2項第1号イ(3)及び同号口(2)並びに第50条（介護老人保健施設新基準第28条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第29号。以下「基準条例」という。）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。次項において同じ。）及び基準条例第4条
附則第5条第2項	第5章	第5章及び基準条例第4条
附則第6条第2項	第5章	第5章（第50条（介護老人保健施設新基準第28条を準用する部分に限る。）を除き、基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに基準条例第4条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第30号

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）に定める基準を条例第3条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第23条第2項	この章	この章（第27条を除き、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第30号。以下「基準条例」という。）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第4条
第36条第2項第2号	第10条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第10条第2項
第50条	第21条から第23条の2まで、第25条の2及び第27条から第36条まで	第21条、第22条、基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条、第23条の2、第25条の2、第27条から第35条まで及び基準条例第3条の規定により読み替えられた第36条
	第23条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第36条第2項第2号中「第10条第2項」とあるのは「第50条において準用する第10条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第23条第2項中「この章（第27条）とあるのは「第5章第3節（第50条（第27条を準用する部分に限る。））」と、基準条例第3条の規定により読み替えられた第36条第2項第2号中「基準条例第3条」とあるのは「第50条において準用する基準条例第3条
第51条第1項	この省令	この省令（基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

2 条例第3条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「改正省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における改正省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第8条第2項	第5章	第5章（第50条（指定介護療養型医療施設新基準第27条を準用する部分に限る。）を除き、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第30号）第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）並びに同条例第4条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第31号

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年愛媛県規則第17号）の全部を改正する。
 （趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第3条の規定により介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項第1号口(1)	第32条第1項の規定による計画	愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第31号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する施設防災計画
第6条第1項第1号口(2)	第32条第1項	基準条例第4条第2項
	同項の計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第27条第2項	この章	この章（第32条を除き、基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。）の規定及び基準条例第4条
第42条第2項第3号	第13条第2項	基準条例第3条の規定により読み替えられた第13条第2項
第45条第4項第1号口(1)	第54条において準用する第32条第1項の計画	基準条例第4条第1項に規定する施設防災計画
第45条第4項第1号口(2)	第54条において準用する第32条第1項	基準条例第4条第2項
	同項の計画	同条第1項に規定する施設防災計画
第54条	第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条まで	第25条、第26条、基準条例第3条の規定により読み替えられた第27条、第28条、第30条の2、第32条から第41条まで及び基準条例第3条の規定により読み替えられた第42条
	第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節	基準条例第3条の規定により読み替えられた第27条第2項中「この章（第32条）」とあるのは「第5章第3節（第54条（第32条を準用する部分に限る。）」
第55条第1項	この省令	この省令（基準条例第3条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月26日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県特殊詐欺等撲滅条例（令和3年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報取扱事業者 条例第20条第1項に規定する個人情報取扱事業者をいう。
- (2) 氏名等確認書類 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、旅券、国民健康保険被保険者証その他の自然人の氏名、住所及び生年月日が記載された書類で